

阪南レンタサイクル利用規約

(一社)阪南市観光協会

この利用規約は、お客様が阪南レンタサイクルをご利用の際に遵守していただく事項について規定しています。下記のことをご承諾いただき、レンタサイクルでの阪南街巡りをお楽しみください。

1. 利用申込

営業時間内のご来所時に「阪南レンタサイクル利用申込書」に必要事項をご記入頂きます。その際、免許証や保険証、パスポートなど、身分を証明できるものをご呈示頂きます。
※お客様の個人情報は、当レンタサイクル業務の目的以外には使用いたしません。

2. 利用料金

ご利用料金は、規定の料金を前払いでお支払い頂きます。利用状況に応じた超過分につきましては、返却の際にお支払い頂きます。

3. 自転車の引渡し

自転車お引渡しの際は、係員の取扱説明を受け、ご自身で次の項目等について点検、確認して頂くようお願いいたします。

・ブレーキの効き ・サドルの高さ ・タイヤの状況等

4. 自転車の返却

利用申込の際にご案内した営業時間内に貸出し場所に返却して頂きます。万一、返却時間が変更になる場合はお電話にてご連絡をお願いいたします。

5. 事故

お客様が貸出期間中に事故にあわれた場合は、速やかに当協会に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等をご連絡ください。また、必要な場合は、警察に連絡する等法令で定められた処置をお取りください。

事故についての示談等に関しては、お客様自らの責任において行って下さい。当協会では、事故についての一切の責任を負いません。

また、上記にかかわらず、当協会が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当協会が被害を被った場合には、お客様にその損害賠償を請求することがあります。

6. 自転車の故障、損傷

自転車は商品ですので、丁寧に扱うようお願いいたします。貸出期間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに当協会にご連絡ください。当協会の事前の了解なくお客様自身で自転車を修理された場合、修理代金の負担はできません。

お客様に起因する自転車の故障、損傷、タイヤ修理については、原則としてその修理に要した費用を実費で申し受けます。

なお、自転車の故障によってお客様や第三者に損害が発生したとしても、当協会は一切の責任を負いません。

7. 自転車の盗難、紛失

貸出期間中に自転車の盗難にあい、または紛失した場合は、速やかに当協会にご連絡ください。

盗難、紛失した場合は、30,000円の違約金を頂きます。なお、違約金受領後に自転車の返還があった場合でも、違約金の返金は行いません。

また、自転車を放置禁止区域等に放置し移動・保管された場合は、返還を受けるに要した費用は全額お客様に負担して頂きます。

8. 鍵の紛失、破損

自転車の鍵を紛失、破損された場合は、交換料として2,000円を頂きます。

9. 禁止行為

レンタサイクルのご利用にあたっては、次の行為を行わないでください。

- (1) 飲酒、無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所、不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車及び備品の改造など現状の変更
- (5) 自転車の異常を認めた場合に、運転を継続する行為
- (6) 申込者以外の第三者に使用させること

10 貸出しの拒絶

当協会が適当でないと判断したときは、自転車の貸出しを拒絶できるものとします。

以 上